

## 年末年始の業務取扱いについて

### 《 年末における業務は 12 月 28 日まで 》

山梨運輸支局・自動車検査独立行政法人・軽自動車検査協会から標記業務取扱いについて次のとおり連絡がありました。

12 月	14 日（水）まで	年内に検査・届出を行う改造自動車及び並行輸入自動車の事前審査の届出事案の受付
	28 日（水）まで	その他の事案の受付
1 月	4 日（水）から	一般業務 予約による検査業務

なお、年末業務の繁忙に伴い窓口及び構内の混雑が予想されます。

検査・登録等の申請手続きはお早めに実施されますようご協力をお願いします。